

## 開催の趣旨

- 平成19年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定されてから、間もなく10年を迎える。同法は、地域公共交通関係の法令において、初めて地方公共団体の主体的・能動的な役割を位置づけたという点で画期的なもの。
  - その後、
    - 平成23年度：地域公共交通確保維持改善事業の創設、
    - 平成26年度：持続的な公共交通ネットワークの再構築を推進するための同法改正
    - 平成27年度：計画の認定を受けた事業を行う公共交通事業者等に対し  
出資を可能とする同法改正が行われたところ。
  - しかし、地域公共交通をめぐる状況は、その間にも特に自動車運送関連の分野を中心に大きく変化しつつあり、上記のような制度的枠組みを基本としつつも、人口減少下における生産性の向上という観点も踏まえながら、更なる取組の強化について検討していく必要がある。
- 
- このため、地域公共交通の活性化・再生について、これまでの取組を総括しつつ、今後10年を見据えた中長期な視野から、考えられる取組の方向性について、様々な観点から有識者によるご意見を頂くことを目的として、「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」を開催。